

# 令和5年度大阪市内部統制評価報告書について（概要）

## 1 内部統制の整備及び運用に関する事項

「大阪市内部統制基本方針」等を定め、市長をトップとした内部統制体制を構築し、内部統制の整備及び運用を実施

## 2 評価手続

- ・評価対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日
- ・評価基準日:令和6年3月31日
- ・評価対象事務:財務に関する事務
- ・評価方法:各所属の自己評価と内部統制評価部局（総務局）の独立的評価を実施

## 3 評価結果

・全庁的な内部統制は有効に整備及び運用されているものの、業務レベルの内部統制において「**重大な不備**」1件（※1）を把握したため、内部統制が一部有効に運用されていないと判断。

〔「重大な不備」とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの〕

## 4 不備の是正に関する事項

- ・3記載の「重大な不備」1件に対して、是正措置済。

### ※1「重大な不備」に該当する事案の概要等

所属	消防局
事案概要 (不適切な事態の内容)	●揮発油購入代金の支払において、期限に間に合わないと判断し、請求書の請求日を書き換え、支払手続を行ったもの。 ●契約相手方からの支払が遅延している旨の連絡により判明し、調査を行った結果、過去にも4回、同様の行為を行っていたことも判明した。
重大な不備に 該当する理由	当該不適切な事態の内容が①から③までの全てを満たすため ①1事案あたりの金額的影響が500万円超 ②懲戒処分あり ③当該不適切な事態に対する全庁的な注意喚起あり
その他	内部統制評価部局が、再発防止策として策定されたルールが決裁時ファイルや進捗管理表の現物を確認し、是正措置(再発防止策)が有効に機能していることを確認。

### 【参考】地方公共団体の内部統制制度 地方自治法改正により導入（令和2年4月1日施行）

- 都道府県知事及び指定都市の市長は、内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備
- 方針を策定した長は、毎会計年度、内部統制評価報告書を作成し、監査委員の審査を経て、議会に提出

